

公 告 第 3 3 6 号

平成 2 2 年 2 月 1 9 日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

健康保険の一般保険料率の変更について

平成 2 2 年 2 月 5 日に開催した第 60 回組合会において、日本旅行健康保険組合の一般保険料率を改定することを決定し、関東信越厚生局に認可申請を行い、平成 22 年 2 月 1 8 日付で認可されたので下記により公告します。

記

- 1 . 改定後の保険料率 66.00 / 1000 (現行 76.00 / 1000)
 - (1) 一般保険料率 64.80 / 1000 (現行 74.70 / 1000)
 - 内訳 基本保険料率 : 36.602 / 1000 (現行 : 38.724 / 1000)
 - 特定保健料率 : 28.198 / 1000 (現行 : 35.976 / 1000)特定保険料率は、一般保険料のうち、高齢者医療などへの支援金の支払に充てるための保険料率です。
 - (2) 調整保険料率 1.20 / 1000 (現行 1.30 / 1000)

調整保険料とは、全国健康保険組合が共同で実施している事業（高額医療費補助及び財政窮迫組合の助成等）の財源に充てるための保険料で、調整保険料率は、毎年度、健康保険組合連合会が設定します。
- 2 . 負担割合
 - 事 業 主 : 5 0 % (33.00 / 1000)
 - 被 保 険 者 : 5 0 % (33.00 / 1000)
- 3 . 実施時期 平成 22 年 3 月 1 日より (給与からの徴収は 4 月分から)

(注)賞与については、平成 22 年 3 月 1 日以降支払い分から新保険料率が適用されます。

以上